

事故処理基準

小豆島フェリー株式会社

事故処理基準

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 事故等発生時の通報
- 第 3 章 事故の処理等
- 第 4 章 非常対策本部の設置等

事 故 処 理 基 準

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この基準は、「安全管理規程に基づき、」当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第 2 条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい「事故等」とは、事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という）をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故。
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害。
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行、脅迫等の不法行為による運航の阻害。
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態。

(軽微な事故への準用)

第 3 条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

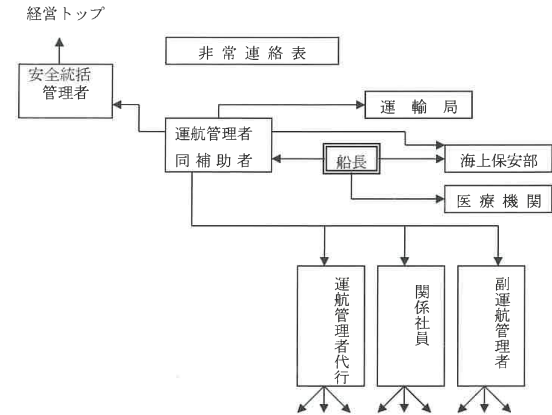
第 2 章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第 4 条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2. 第三者の助言又は援助を必要とする場合の船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118 番」による。以後、別表「官公署連絡表」(1)により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
3. 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（Fax を含む）又は、口頭で運輸局等に報告するものとし、インシデントが発生したときは、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式(Fax 用紙)を船舶及び事務所に備え置くものとする。
4. 非常連絡は、原則として次表によるものとするが、その連絡先は、別表「非常連

絡表」(2)及び別表「医療機関連絡表」(3)により、それぞれ行うものとする。但し事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安官署等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。



(非常連絡事項)

第 5 条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名 ② 日時 ③ 場所 ④ 事故等の種類 ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否 ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

事故等の種類	連絡事項
a 衝突事故	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器、(車両) の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときは d 項） ④ 流出油の有無（あるときはその限度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主・船長名（できれば住所連絡先）・・・・・・船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）・・・・・・船舶衝突の場合
b 乗揚げ事故	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況

事故の種類		連絡事項
b	乗揚げ事故	③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器、(車両)の損傷状況 ⑤ 浸水の有無(あるときはd項) ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)
c	火災事故	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器、(車両)の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水事故	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器、(車両)の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)
e	強取、殺人 傷害、暴行 等不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被害者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況
f	人身事故 (行方不明を 除く)	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	旅客、 乗組員等の 行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由(推定) ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等

事故の種類		連絡事項
h	その他事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置は「おおむね」次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立(船内及び船外)
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握の為に必要な措置を講じなければならない。

2. 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条(非常連絡)に従って関係者に通報しなければならない。

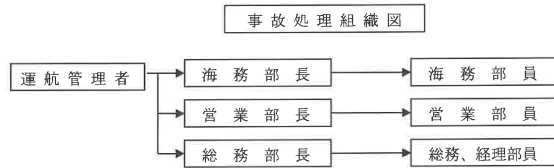
3. 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置は「おおむね」次のとおりである。

- ① 事故の実態把握及び救護に必要な情報の収集及び分析
- ② 海上保安官署への救助要請
- ③ 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- ④ 必要人員の派遣及び必要物資の補給等

- ⑤ 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- ⑥ 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- ⑦ 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(運航管理者の指揮する事故処理組織)

第8条 非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は次のとおりとする。



2. 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。
3. 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。
4. 運航管理者は、非常対策本部が発動されることとなった場合は、それが確立されるまでの間、本条による組織で事故処理を継続し、これを円滑に引継がなければならない。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船客に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会

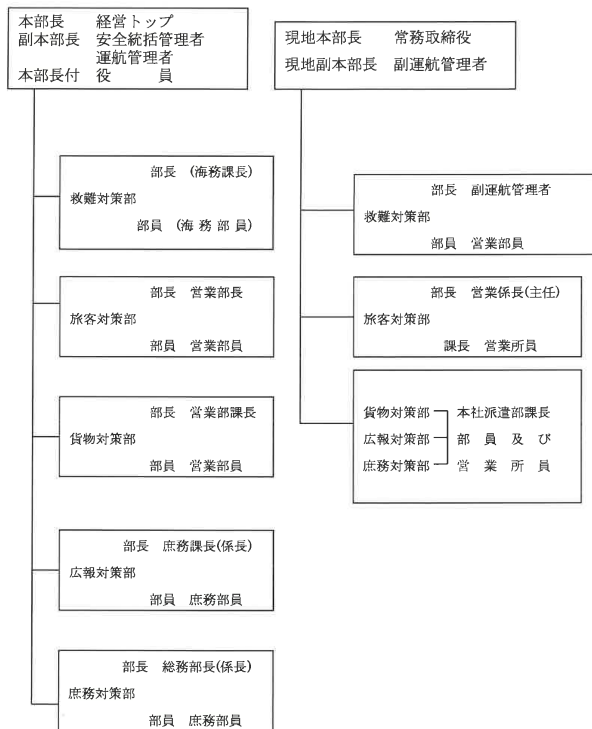
委員長	経営トップ
副委員長	安全統括管理者 運航管理者
委員	運航管理者代行 総務部長 営業部長 副運航管理者(関係航路)

第4章 非常対策本部の設置等

(組織及び編成)

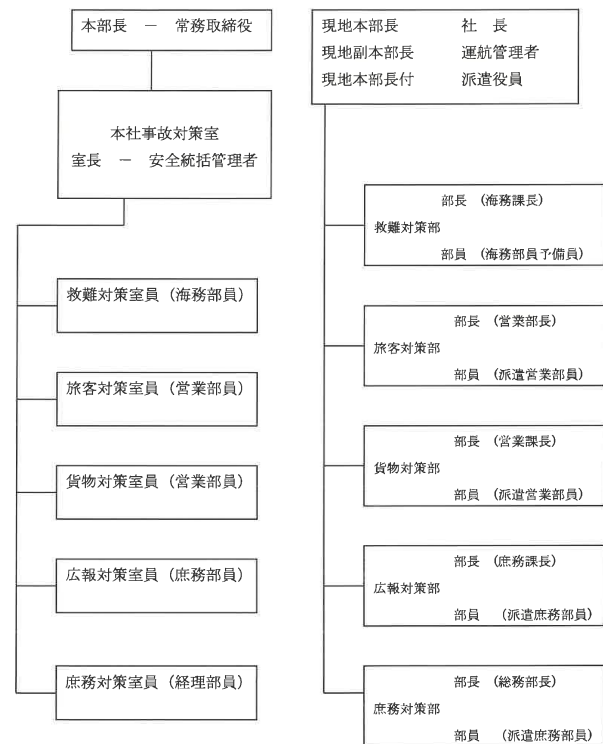
第12条 非常対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

1. 本社に非常対策本部を設置したとき



(注) 要員不足の場合は予備船員、予備営業部員を以って充当する。

2. 現地に非常対策本部を設置したとき



(職務分掌)

第13条 非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務及び各対策部所掌業務は次のとおりとする。

1. 本社本部員の職務

職名	職務
本部長	本部長は、事故処理の基本方針を定め事故処理業務全般を統轄し、関係職員を指揮監督する。
副本部長	副本部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
本部長付	本部長付は、本部長の諮問に応じ事故処理の基本方針の策定に参画するとともに、事故処理に関する本部長を補佐する。
各対策部長	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
各対策部員	各対策部員は、各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

2. 現地本部員の職務

職名	職務
現地本部長	現地本部長は、事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め現地の各対策部長を指揮して現地における事故処理業務を統轄し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
現地副本部長	現地副本部長は、現地本部長の定める現地処理方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して現地本部長を補佐するとともに、現地本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
現地本部長付	現地本部長付は、現地本部長の諮問に応じ、現地処理方針の策定に参画するとともに、事故処理に関する現地本部長の特命事項の処理並びに現地の事故処理の実施についての助言及び支援を行い、現地本部長を補佐する。
現地各対策部長	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について現地本部長に報告する。
現地対策部員	各対策部員は、各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

3. 各対策部の所掌

救難対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に關すること。 ② 救難計画の立案及び実施に關すること。 ③ 船長への連絡及び指示に關すること。 ④ 関係機関への手配及び連絡に關すること。 ⑤ その他救難に必要な事項に關すること。
旅客対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 旅客名簿の作成に關すること。 ② 被災者の身元の確認及び被災者名簿の作成に關すること。 ③ 被災者の近親者への事故の発生通知に關すること。 ④ 死傷者に対する応急措置及び救護に關すること。 ⑤ 被災者及び被災者の近親者の世話に關すること。 ⑥ 欠航便の旅客処理に關すること。 ⑦ 運賃の払戻しに關すること。 ⑧ 旅客に係る補償に關すること。 ⑨ その他旅客対策に關すること。
貨物対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 車両、貨物、手荷物及び郵便物のリストの作成に關すること。 ② 車両、貨物、手荷物及び郵便物の損傷及び紛失の状況の把握に關すること。 ③ 車両、貨物、手荷物及び郵便物の引き渡しに關すること。 ④ 車両、貨物、手荷物に係る補償に關すること。 ⑤ その他貨物対策に關すること。
広報対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に關すること。 ② 被災者の近親者等への事故情報の提供に關すること。 ③ 報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に關すること。 ④ その他の事故に係る広報に關すること。
庶務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 対策本部の編成に關する社内への周知及び本部の設営に關すること。 ② 見舞い及び弔意に關すること。 ③ 本部の経理に關すること。 ④ 本部要員の健康管理に關すること。 ⑤ その他庶務に關すること。

事故処理基準別表

官公署連絡表
非常連絡表
医療機関連絡表

第2章第4条第2項による別表(1)

官公署連絡表

1. 全航路

(1) 四国運輸局(運航労務監理官) → 高松市サンポート3番33号 087-802-6830

(2) 神戸運輸監理部姫路海事事務所 → 姫路市飾磨区須加294-1 0792-34-2511

1. 高松-土庄航路、姫路-福田航路

(1) 高松海上保安部 → 高松市朝日新町1番30号
警備救難課 087-821-7011
航行安全課 087-821-7008

(2) 姫路海上保安部 → 姫路市飾磨区須加294-1
警備救難課 079-234-1016
管理課 079-231-5063

(3) 小豆島海上保安署 → 香川県小豆郡小豆島町坂手甲1835-2
0879-82-5999

(4) 玉野海上保安部 → 岡山県玉野市宇野1-8-4
警備救難課 0863-31-3421
管理課 0863-31-3423

第2章第4条第2項による別表（3）

医療機関連絡表

1. 高松地区			
(1) 香川県立中央病院	→ 高松市朝日町 1-2-1	087-811-3333	
(2) 高松赤十字病院	→ 高松市番町 4 丁目 1-3	087-831-7101	
2. 小豆島地区			
(1) 小豆島中央病院	→ 小豆郡小豆島町池田 2060-1	0879-75-1121	
(2) 福田診療所	→ 小豆郡小豆島町福田甲 407-1	0879-84-2120	
3. 姫路地区			
(1) 神野病院	→ 姫路市飾磨区下野田 2-533-3	079-235-5501	

地震防災対策基準

（南海トラフ地震防災規程）

平成 27 年 3 月 30 日

小豆島フェリー株式会社

目次

第1章 総則
第2章 防災体制及び情報伝達
第3章 点検及び整備
第4章 旅客船の運航中止及び避難等
第5章 教育、訓練及び広報

第1章 総則

（目的）

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

（地震防災対策実施上の基本方針）

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適当な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

（適用）

第3条 この基準は、当社が営む航路のうち次の航路に適用する。

- (1) 高松～土庄航路
- (2) 姫路～福田航路

第2章 防災体制及び情報伝達

（地震防災対策組織の設置）

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）又は津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別図1のとおりとする。

(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、別図2のとおりとする。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、別図3のとおりとする。

2 (副) 運航管理者(本社、営業所の防災対策部長)と船長との連絡は、携帯電話(船舶備付け)により行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 本社及び営業所の旅客対策部長並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

- 2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。
- (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
 - (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
 - (3) 市町村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
 - (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法を周知・徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

- 第8条 運航管理者及び船長は、あらかじめ第11条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。
- 2 船長は、発航前に食料、飲料水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、数日間の海上への避難又は避難予定港への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。
- 3 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報等発令時の点検及び整備)

第9条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

第4章 船舶の運航中止及び避難等

(運航中止)

第10条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の旅客船の避難及び保安)

第11条 第10条の規定に従い運航を中止した時点において、着岸(着棧)中の場合は安全を確認し、旅客の取扱い(乗下船の必要性等。以下同じ。)を判断したうえで、下記(1)から(3)のいずれか、また、航行中の場合は直ちに、下記(1)または(2)のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。

- (1) 概ね高松港、土庄港、姫路港及び福田港沖合の他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害のおそれのない広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。
- (2) 次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあっては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意しておくものとする。
 - イ 津波警報等が発令されていないこと。
 - ロ 海上保安庁による交通規制(入港の制限又は避難の勧告)がなされていないこと。
 - ハ 港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。
 - ニ 市町村長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。
- (3) 係留を継続する場合には、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第12条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等旅客の避難が必要とされるときの避難要領については、別紙に定めるところによる。

(避難先等の通報)

第13条 船長は、第11条により避難した場合には、速やかに防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表「防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第14条 第11条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。

- (2) 狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
- (3) 錨泊中津波が来襲すると振り回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第 15 条 第 10 条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第 16 条 第 11 条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第 15 条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第 1 波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第 17 条 現に地震が発生し、旅客、乗組員、旅客船等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第 5 章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第 18 条 運航管理者は、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

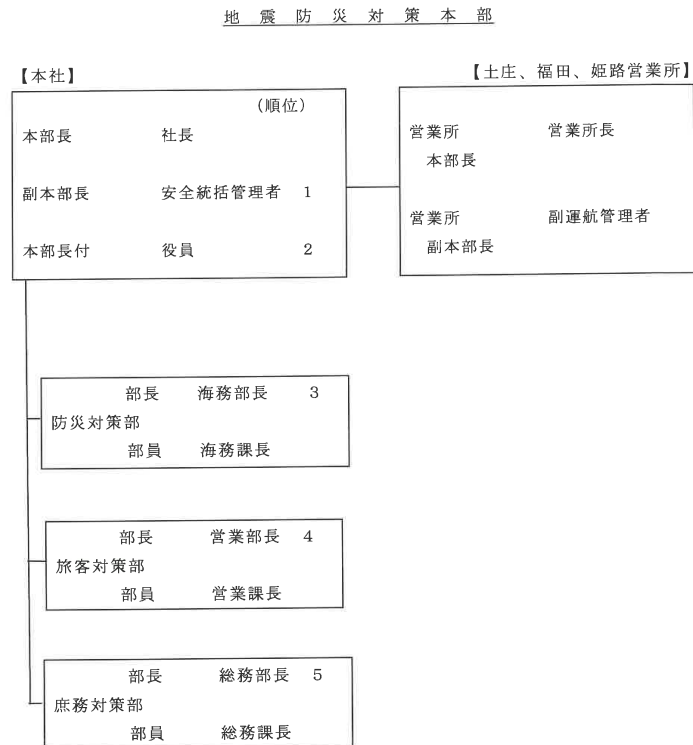
- 2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。
 - (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - (4) 職員等が果たすべき役割
 - (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題
- 3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。
 - (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
 - (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
 - (3) 旅客に対する広報

(4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第 19 条 総務部長は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

別図1 地震防災対策組織編成表



別図2 地震防災対策組織の要員の職務

(1) 本社地震防災対策本部員の職務

職名	職務
本部長	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統し本部員を指揮・監督する。
副本部長	副本部長は、本部長を補佐し、各部の業務の調整を図る。
本部長付	本部長付は、本部長の諮問に応じ地震防災対策の実施方針の策定に参画するとともに本部長の特命事項の処理及び本社、支店等での対策の実施に付き助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
防災対策部長	(1) 地震・津波情報等の収集の収集、整理及び伝達を行う。 (2) 使用港湾（運航中止後の避難予定地の港湾及び海域を含む）における交通規制、港湾施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。 (3) 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたりとともに、船長に対する支援を行う。
旅客対策部長	(1) 乗合待合所の旅客に対し、地震等に関する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。 (2) 市町村長等の避難の指示又は勧告が出された場合には、旅客に対しこれを伝達、周知するとともに、円滑な避難がなされるように措置する。 (3) その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
庶務対策部長	(1) 地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。 (2) 社屋その他の使用施設の防災措置を行う。
各部員	各部員は所部長の命を受け、地震防災対策を実施する。

(2) 営業所地震防災対策本部員の職務

職名	職務
営業所本部長	営業所本部長は、営業所における地震防災対策を統括する。
〃 副本部長	営業所副本部長は、営業所本部長を補佐する。

(3) 対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社又は営業所に集合するものとする。

(4) 本社本部長又は営業所本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には第4条の「地震防災対策本部編成表」に明示する権限委任の順位に従い、業務に従事することができる者のうち上位の者が、その職務を代行する。

別紙 旅客避難要領

運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該航路について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等旅客の避難が必要とされるときは避難要領は次のとおりとする。

1. 避難場所及び経路

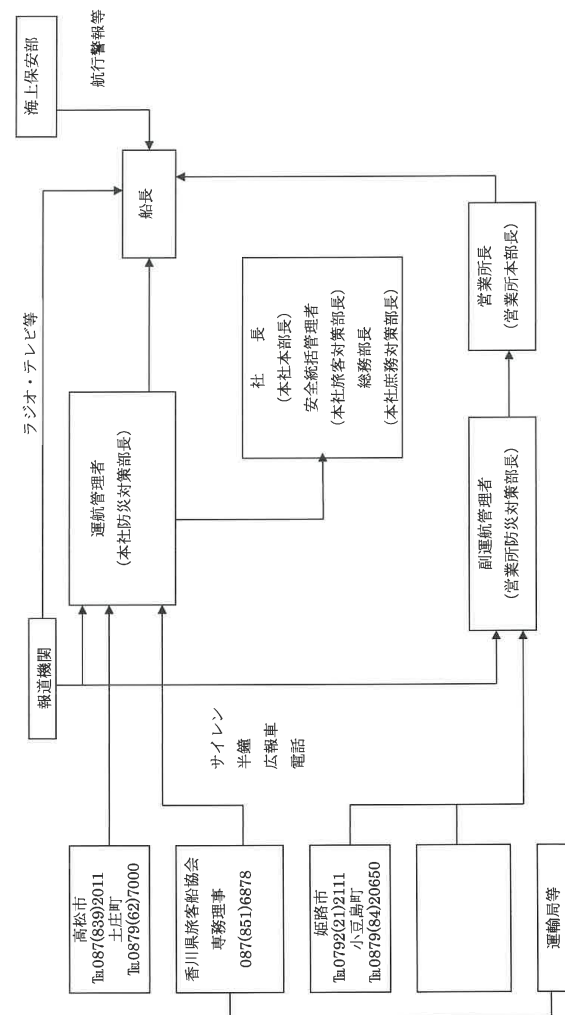
旅客対策部長は市町村長の指示等をもとに、事前に避難場所と経路等の掲示を行う。

- (1) 高松港
別紙図面 1 のとおり
- (2) 姫路港
別紙図面 2 のとおり
- (3) 土庄港
別紙図面 3 のとおり
- (4) 福田港
別紙図面 4 のとおり

2. 誘導方法等

- (1) 旅客対策部長は、地震被害状況を的確に把握し、地震の規模、建造物の状態、運航状況、待合所周辺の被害状況等について放送案内を行う。
- (2) 旅客対策部長は、避難勧告・指示があった旨を旅客に伝え安全な避難場所への誘導を図る。
避難に当たっては、市町村と連絡を取り、混乱が起きないように留意すること。
- (3) 避難誘導者はメガホン、誘導旗等を用意し、旅客の整理に混乱を生じないように留意すること。
- (4) 避難誘導者は旅客対策部との連絡を密にすること。又、ラジオを携帯すること。
- (5) 避難は徒歩で行い、自動車は使用しないことを原則とする。
- (6) 避難誘導は、落下物から身体を保護するよう配慮しつつ、旅客対策部員が行う。
- (7) 旅客対策部長は被害状況等の情報を収集し旅客対策部員の誘導を支援する。
- (8) 誘導員は予定していた避難所へ到達困難であると判断した場合、近くの公園等へ一時的に避難し、安全を確認したうえで、避難場所へ向かうこととする。
- (9) 誘導員は避難場所に着いた後、全員の避難を確認し、旅客対策部長に報告する。

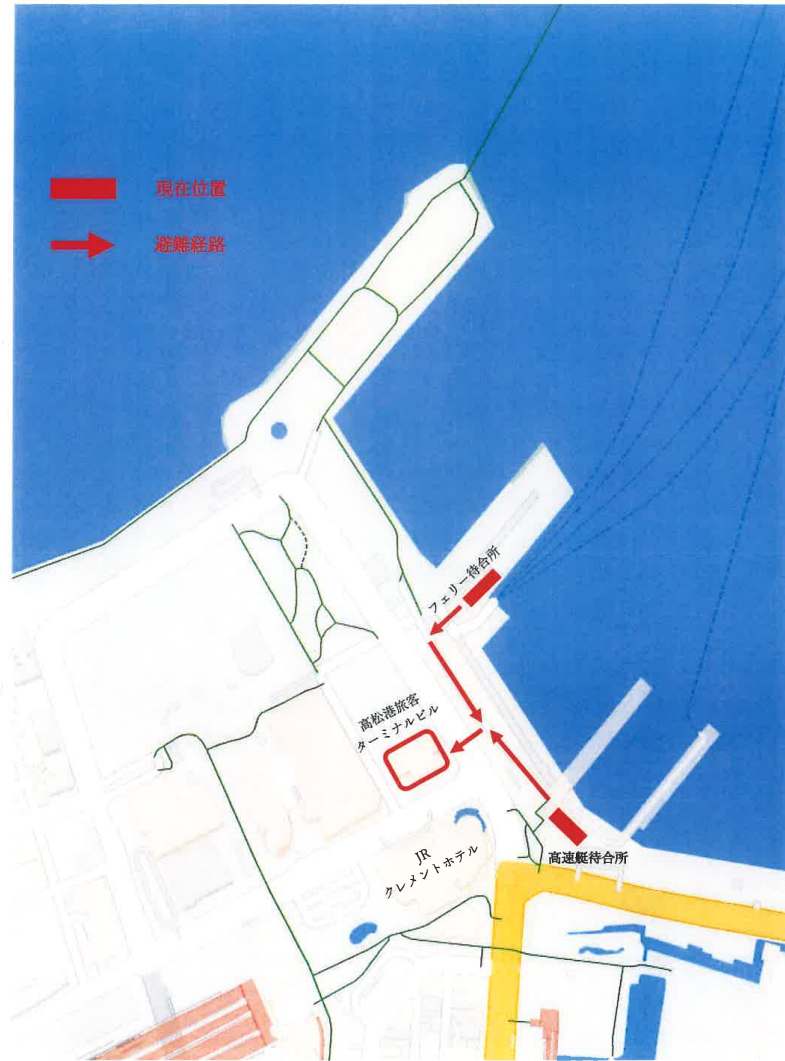
情報の伝達経路



避難誘導場所及び経路

別紙 1

避難誘導場所：高松港旅客ターミナルビル



別紙 2

避難誘導場所及び経路

避難誘導場所：飾磨小学校



避難誘導場所及び経路

避難誘導場所：土庄八幡神社



避難誘導場所及び経路

避難誘導場所：福武ハウス

